

令和2年 第1回 定例会

# 枚方寝屋川消防組合議会会議録

令和2年3月30日開・閉会

枚方寝屋川消防組合議会

## 令和2年第1回定例会 枚方寝屋川消防組合議会会議録目次

出席議員	1
地方自治法第121条による出席者	1
議事日程・会議に付した事件	2
開会（午前10時00分）	3
伏見隆管理者開会の挨拶	3
出席状況の報告	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
議事日程の報告	5
会期の決定	6
報告第1号 専決事項の報告について	6
鴨林由秀寝屋川消防署長の提案理由の説明	6
議案第1号 令和元年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号）	7
小野多弘総務部長の提案理由の説明	7
議案第2号 令和2年度枚方寝屋川消防組合予算	9
小野多弘総務部長の提案理由の説明	10
太田徹議員の質問	13
小野多弘総務部長の答弁	13
太田徹議員の再質問（要望）	13
議案第3号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	14
小野多弘総務部長の提案理由の説明	14
議案第4号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について	15
西中丈児予防部長の提案理由の説明	15
議員提出議案第1号 枚方寝屋川消防組合管理者の専決処分事項に関する条例の 廃止について	16
議員提出議案第2号 管理者の専決処分事項の指定について	16
森本雄一郎議員の提案理由の説明	17
休憩（午前10時40分）	
再開（午前10時45分）	
一般質問	18
太田徹議員の質問	19
新型コロナウイルス対策について	19
松宮隆警防部長の答弁	19
太田徹議員の再質問（要望）	20
野口光男議員の質問	21
救急体制の充実について（中宮出張所への救急車配備について）	21
小野多弘総務部長の答弁	21
野口光男議員の再質問（要望）	21

田中優子議員の質問 .....	22
119番通報に関する広報について（市民向けリーフレットの商業施設等への 設置について） .....	22
小野多弘総務部長の答弁 .....	22
田中優子議員の再質問 .....	22
小野多弘総務部長の答弁 .....	23
田中優子議員の再質問（要望） .....	23
伏見隆管理者閉会の挨拶 .....	23
有山正信議長閉会の挨拶 .....	24
閉会（午前11時27分） .....	24

令和2年3月30日（月）

令和2年 第1回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

# 令和2年第1回枚方寝屋川消防組合議会定例会会議録

令和2年3月30日（月）

## 出席議員（15名）

1番	有山	正信	7番	門川	紘幸	14番	福田	篤志
2番	池添	義春	8番	金子	英生	15番	森本	雄一郎
3番	太田	徹	9番	小池	晶子	16番	八尾	善之
4番	岡	由美	10番	田口	敬規			
5番	奥	大輔	11番	田中	優子			
6番	奥野	美佳	13番	野口	光男			

## 地方自治法第121条による出席者

管理者	伏見	隆	予防部長	西中	丈児
副管理者	広瀬	慶輔	枚方消防署長	島村	忠
副管理者	長沢	秀光	枚方東消防署長	野田	繁人
会計管理者	木挽	孝規	寝屋川消防署長	鴨林	由秀
消防長	東口	敏巳	枚方市市民安全部長	石田	智則
消防次長	森本	祐司	寝屋川市危機管理監	荻野	裕嗣
総務部長	小野	多弘			
警防部長	松宮	隆			

## 議 事 日 程（令和 2 年 3 月 30 日 午前 10 時 00 分開会）

日程第 1		会期の決定について
日程第 2	報告第 1 号	専決事項の報告について
日程第 3	議案第 1 号	令和元年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 2 号）
日程第 4	議案第 2 号	令和 2 年度枚方寝屋川消防組合予算
日程第 5	議案第 3 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 4 号	枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について
日程第 7	議員提出議案第 1 号	枚方寝屋川消防組合管理者の専決処分事項に関する条例 の廃止について
日程第 8	議員提出議案第 2 号	管理者の専決処分事項の指定について
日程第 9		一般質問

### 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 9 まで

消防組合議会事務局職員出席者

事務局長            森 真 彦

(午前10時00分)

○有山正信議長 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、年度末のご多用のところ消防組合議会にご出席くださ  
いまして、誠にありがとうございます。

令和2年第1回の枚方寝屋川消防組合議会定例会を開会いたします。

最初に、管理者の挨拶をお受けします。伏見管理者。

○伏見隆管理者 おはようございます。令和2年第1回枚方寝屋川消防組合定例会の開  
会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、両市議会終了後の大変お疲れのところ、また、年度末で何かとご  
多用のところ、早朝よりご出席をいただき、誠にありがとうございます。

初めに、現在、新型コロナウイルスにつきましては、既に大阪府内における感染者  
数が200人を超え、全国的にいまだ収束への見通しが立っていない状況です。本消防組  
合といたしましては、国、大阪府から発信される情報を的確に受け止め、感染拡大防  
止対策を確実に講じるとともに、枚方市、寝屋川市の保健所等の関係機関と連携を密  
にしながら、警防・救急体制の確保に努めているところです。

また、昨年も全国各地に大規模な風水害が発生しており、特に9月、10月に相次い  
で日本列島を直撃した台風では記録的暴風雨による建物の倒壊や大規模な停電被害、  
河川の決壊による浸水や土砂災害などによって、多くの貴い生命・財産が失われまし  
た。幸い枚方市、寝屋川市では大きな災害はありませんでしたが、近年災害が新たな  
フェーズに入ったと言われ、これまで経験したことのない規模の災害がいつ、どこで  
発生してもおかしくない状況です。引き続き、市や消防団など関係機関と一体となっ  
て危機管理体制を構築し防災減災対策に取り組むことで、市民の皆様が安心して暮ら  
せる安全なまちづくりを推進してまいります。

来年度は第4次将来構想計画期間の最終年度となり、同計画の検証をしっかりと行  
った上で第5次将来構想計画の策定を検討してまいります。

さて、本定例会では、令和2年度の主要施策につきましてご説明をさせていただきます。

まず、大規模災害への対応といたしましては、地震によって消防水利の確保が困難  
となった場合における河川などからの大量送水や、局部的豪雨や台風など風水害によ  
る水没箇所からの大量排水を可能とする資機材を増強配備いたします。配備後は、こ

これらの資機材を活用した訓練を積み重ね、各種災害への対応を強化してまいります。

次に、本消防組合では昭和40年代から50年代にかけて建設された消防署や出張所が多く、今後消防庁舎の建て替えや大規模修繕等に多額の経費を要することが予測されております。平成30年に本消防組合で策定いたしました公共施設等総合管理計画に基づき、両市関係部局と調整を図りながら、中長期的な視点での消防庁舎の個別施設計画を策定してまいります。枚方消防署の整備につきましては、訓練施設や大型車両が配置可能となる車庫の整備など消防署に必要な機能を精査し、枚方市駅周辺再整備基本計画との整合を図りながら検討を進めてまいります。

また、老朽化が著しい寝屋川消防署の訓練施設の整備については、総合訓練施設整備検討会において検討した内容を参考にしながら、寝屋川市の関係部局と調整を図ってまいります。

昨年の火災件数は一昨年と比較して大きく減少し、ここ10年間で最も少ない件数となりましたが、残念なことに5人の高齢者がお亡くなりになりました。本消防組合では、これまで住宅防火対策の要となる住宅用火災警報器の設置及び維持管理を市民の皆様へ啓発するために様々な取組を展開してまいりましたが、その取組の1つとして、先般大阪消防設備協同組合と住宅用火災警報器の購入あっせん事業に関する協定書を締結いたしました。住宅用火災警報器に関する市民の皆様の様々な疑問点を解消し、購入のサポートを行うことで地域単位での共同購入などにつながっていくことが期待されますので、今後も広報活動を通じて本事業について市民の皆様にお知らせしてまいります。

救急出動件数につきましては、両市の人口減少が進む中、昨年は過去最高件数を更新し、特に高齢者の方の救急搬送件数は年々増加しているところです。救急需要対策については、第5次将来構想計画においても重要なテーマとなることから、将来的な救急需要をしっかりと予測、検証した上で具体的な施策について検討してまいります。

今年度から具体的に検討を始めた交野市との消防広域化につきましては、いまだ結論には至っていないことから、次年度以降も大阪府全体の動きとの整合を図りながら議論を行ってまいります。

また、構成両市がメリハリのある人事給与制度を推進している中、本消防組合におきましても組織の活性化を図るために公安職や消防職給与の導入を含めた人事給与制度の在り方について検討を進めてまいります。



このように、本消防組合では様々な施策や事業を予定しておりますが、来年度も全員協議会等を積極的に活用し、議員や市民の皆様への説明責任を果たしながら、より効果的かつ効率的な消防行政運営に努めてまいりますので、議員の皆様におかれましては、今後も温かいご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

本日は、令和元年度消防組合補正予算や令和2年度消防組合予算をはじめ、1件の交通事故の専決事項の報告、2件の条例改正の議案をそれぞれ提案させていただいておりますので、よろしくご審議の上ご可決いただきますようお願いいたします。

結びに当たりまして、この1年間、消防行政の運営にご理解、ご協力をいただき、議員の皆様のご労苦に深く感謝を申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

○有山正信議長 管理者の挨拶が終わりましたので、次に、事務局から諸般の報告をしていただきます。

○森真彦事務局長 ご報告申し上げます。

まず、議員の出席状況からご報告いたします。本日の会議のただいまの出席議員は15名、欠席議員は千葉議員の1名でございます。

次に、例月現金出納検査の結果でございますが、令和元年度令和元年11月分から令和2年2月分までをお手元に配付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○有山正信議長 ただいま報告がありましたように、出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

会議規則第70条に基づき、会議録の署名議員を議長において指名いたします。5番奥議員、9番小池議員。以上のとおりであります。よろしく願いいたします。

次に、事務局職員から議事日程の報告をしていただきます。

○森真彦事務局長 議事日程

- |      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 日程第1 | 会期の決定について                       |
| 日程第2 | 報告第1号 専決事項の報告について               |
| 日程第3 | 議案第1号 令和元年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第2号）   |
| 日程第4 | 議案第2号 令和2年度枚方寝屋川消防組合予算          |
| 日程第5 | 議案第3号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第4号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について  |

日程第7 議員提出議案第1号 枚方寝屋川消防組合管理者の専決処分事項に関する  
条例の廃止について

日程第8 議員提出議案第2号 管理者の専決事項の指定について

日程第9 一般質問

以上です。

○有山正信議長 ただいまの議事日程により本日の会議を進めてまいります。

それでは、初めに、日程第1 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

次に、日程第2 報告第1号 専決事項の報告についてを議題といたします。

専決第1号 損害賠償の額を定めることについての提案理由の説明を求めます。鴨林寝屋川消防署長。

○鴨林由秀寝屋川消防署長 ただいま上程いただきました報告第1号の専決第1号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の1ページをお開き願います。

本件は、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告させていただくものでございます。

恐れ入りますが、議案書の2ページをお開き願います。

事故の概要につきましては、令和元年12月28日土曜日午後4時35分頃、転院搬送事案に出動した寝屋川消防署明和出張所配備の救急車が、寝屋川市寝屋川公園町2370番6号の病院駐車場内において、傷病者を車内収容後、転院先に搬送するため、救急車を方向変換した際、駐車中の普通乗用車のフロントバンパー右側に救急車の左側面が接触し、損傷させたものでございます。

損害賠償額につきましては、令和2年3月6日に示談が整い、当方側に全て過失があることから、24万9,271円を相手方に支払ったものでございます。

なお、本件の救急事案は、事故後、即時にほかの救急車を出動させ、万全の処置を講じて対処しましたことを申し添えます。

参考資料としまして、3ページに事故現場の状況図を、また、お手元に物件損害に関する承諾書を配付しておりますので、ご参照願います。

事故原因につきましては、救急車を方向変換する際、前方の歩行者に気を取られ、左側に駐車している普通乗用車への注意がおろそかになったものです。

今回の事故につきましては、ご迷惑をおかけしました関係者の方々に深くおわび申し上げます。

また、事故防止については、これまで再三の注意喚起を行うとともに、車両取扱い訓練を実施し運転技術の向上に努めてきたところですが、このような事故を発生させてしまったことは誠に遺憾であり、心からおわび申し上げます。

このたびのことを重く受け止め、全職員に対し、引き続き安全運転に関する研修等を通じて意識啓発を行い、一層の安全運転意識の徹底に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、専決第1号の報告とさせていただきます。

○有山正信議長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、日程第2 報告第1号の専決事項の報告についてを終結いたします。

次に、日程第3 議案第1号 令和元年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小野総務部長。

○小野多弘総務部長 ただいま上程いただきました議案第1号 令和元年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第2号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算の主な内容といたしまして、G20及びラグビーワールドカップ警戒部隊用関連経費の確定に伴う府補助金の減額をはじめ、人件費の精算、消防車両及び無人航空機ドローン購入の契約確定などに伴う減額、長期債利子の精算などを合わせまして、減額補正をお願いするものです。

それでは、恐れ入りますが、議案書5ページをお開き願います。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,995万円を減額しまして、補正後の総額を75億2,087万6,000円とするものでございます。

次に、第2条 地方債の補正につきましては、議案書7ページをお開き願います。

「第2表 地方債補正」に基づきましてご説明申し上げます。

消防防災施設整備事業の起債限度額を、補正前の2億920万円から780万円減額いたしまして2億140万円に変更するものでございます。

続きまして、10ページをお開き願います。

「歳入歳出補正予算事項別明細書」に基づきまして、主な補正内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入の補正でございますが、第1款 分担金及び負担金 第1項 負担金につきまして、9,337万円減額するものでございます。内訳といたしまして、枚方市負担金を5,672万2,000円、寝屋川市負担金を3,664万8,000円、それぞれ減額するものでございます。

続きまして、第3款 府支出金 第1項 府負担金を1万8,000円減額するものでございます。これは、大阪府立消防学校に教官として派遣しています本消防組合職員の今年度の人件費相当額の精算によるものでございます。

次に、第2項 府補助金を37万4,000円減額するものでございます。これは、G20及びラグビーワールドカップ警戒部隊の派遣に伴う関連経費確定により減額するものでございます。

次に、第6款 諸収入 第2項 雑入を10万円減額するものでございます。これは、本消防組合から両市並びに市立ひらかた病院へ派遣しています職員の今年度の人件費相当額の精算、少年消防クラブ育成事業等に係るコミュニティー助成金の不採択に伴うものでございます。

次に、第7款 組合債 第1項 組合債を780万円減額するものでございます。これは、消防車両購入の契約確定等に伴うものでございます。

続きまして、12ページをお開き願います。

第8款 繰越金 第1項 繰越金につきましては、平成30年度歳計剰余金7,171万2,000円を新たに予算計上したものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。引き続き歳出につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書14ページをお開き願います。

第3款 消防費 第1項 消防費を2,704万3,000円減額するものでございます。

まず、人件費でございますが、給料では職員変動などにより680万円減額し、職員手

当等では定年前早期退職者による退職手当を5,667万1,000円の増額と、その他の手当を差し引きまして、3,465万7,000円を増額するものでございます。

また、共済費においては5,059万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、17ページをお開き願います。

需用費では、少年消防クラブ用消耗品費やG20及びラグビーワールドカップ警戒部隊用関連経費等を135万9,000円減額するものでございます。

役務費では、無人航空機ドローンの保険料を13万5,000円減額するものでございます。

備品購入費では、無人航空機ドローン購入の契約確定に伴い24万8,000円、消防車両購入の契約確定に伴い256万円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、第4款 公債費 第1項 公債費でございますが、これは新規発行債の借入金利子及び一時借入金利子の精算によりまして、290万7,000円減額するものでございます。

19ページ以降に「補正予算給与費明細書」を、26ページと27ページに「地方債に関する調書」を、28ページに「参考資料」を添付させていただいておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○有山正信議長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第4 議案第2号 令和2年度枚方寝屋川消防組合予算を議題といたし

ます。提案理由の説明を求めます。小野総務部長。

○小野多弘総務部長 ただいま上程いただきました議案第2号 令和2年度枚方寝屋川消防組合予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

構成両市では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が今なお高く、財政状況は依然厳しい状況にあります。そうした中で、本予算につきましては、複雑多様化する火災や常態化の傾向にある自然災害から市民生活の安全と安心を確保しながら効率的・効果的な消防行政運営を図るため、第4次将来構想計画に基づく各施策の諸経費を計上させていただいたものでございます。

それでは、別冊の予算書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊5ページをお開き願います。

まず、第1条 歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ74億6,293万9,000円と定めるものでございます。内容につきましては、後ほどご説明申し上げます。

第2条 債務負担行為及び第3条 地方債でございますが、7ページをお開き願います。

まず、第2表 債務負担行為をご覧ください。

消防情報システム機器賃貸借等としまして限度額1億4,903万円、感染防止衣貸借といたしまして限度額899万8,000円を計上しております。

次に、第3表 地方債でございますが、消防防災施設整備事業といたしまして限度額1億7,810万円を計上しております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては表のとおりでございます。

恐れ入りますが、5ページにお戻り願います。

第4条 一時借入金でございますが、借入れの最高額を3億円と定めるものでございます。

それでは、12ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に基づきまして、内容のご説明を申し上げます。

まず、総括といたしまして、予算総額は歳入歳出ともに74億6,293万9,000円でございます。前年度と比較いたしますと8,788万7,000円の減額、率にしまして1.2%の減となっております。

それでは、歳入よりご説明させていただきます。

16ページをお開き願います。

第1款 分担金及び負担金 第1項 負担金は、構成両市における令和元年9月末現在の人口及び世帯数を基準とする負担割合により算出しました経常経費分と、それぞれの市で負担していただく特別経費分、交野市との消防指令業務の共同運用に係る経費を加えました合計が71億8,832万3,000円の負担金となっております。その内訳は、枚方市負担金が43億1,922万4,000円で、按分比率は60.9092%でございます。寝屋川市負担金は27億9,002万7,000円で、按分比率は39.0908%でございます。消防指令業務の共同運用に係る交野市の負担金は7,907万2,000円でございます。

次に、第2款 使用料及び手数料 第1項 使用料は、電柱の使用料として9,000円の収入を見込んでおります。

第2項 手数料は、危険物関係の許可申請やその他証明発行の手数料と、高圧ガス、液化石油ガス、火薬類のいわゆる産業保安許認可事務の申請手数料を合わせまして776万5,000円の収入を見込んでおります。

次に、18ページをお開き願います。

第3款 国庫支出金 第1項 国庫補助金は、緊急消防援助隊用車両として申請しておりますミニタンク車及び救急自動車の車両購入に係ります国庫補助金としまして、3,415万6,000円の収入を見込んでおります。

第4款 府支出金 第1項 府負担金は、府立消防学校教官として派遣いたします本消防組合職員1名の人件費相当額761万4,000円を、第2項 府補助金は、ヘリコプター運営補助金としまして814万1,000円を見込んでおります。

第5款 財産収入 第1項 財産売払収入20万円、第6款 寄附金 第1項 寄附金100万円、第7款 諸収入 第1項 組合預金利子1万円につきましては、科目設定でございます。

次に、20ページをお開き願います。

第2項 雑入は3,762万1,000円で、防火管理講習会の受講料収入などの収入見込みに加えまして、構成両市及び市立ひらかた病院への派遣に伴う人件費相当額を計上しているものでございます。

第8款 組合債 第1項 組合債は、消防自動車の購入等に係ります消防防災施設整備事業債で、1億7,810万円を計上いたしております。

以上で歳入に関する説明を終わらせていただきまして、引き続き歳出に移らせていただきます。

恐れ入りますが、24ページをお開き願います。

第1款 議会費 第1項 議会費365万2,000円は、議員報酬及び組合議会運営に要する経費でございます。

第2款 総務費 第1項 総務管理費113万3,000円は、特別職及び公平委員会委員の報酬並びにその運営に要する経費でございます。

次に、26ページをお開き願います。

第2項 監査委員費16万1,000円は、監査委員の報酬などに要する経費でございます。

次に、第3款 消防費 第1項 消防費は68億6,304万円で、前年度と比較しまして6,690万5,000円の減額となっております。

その主な内容をご説明申し上げます。

27ページをご覧ください。

人件費につきましては、給料は24億7,458万2,000円で、職員変動に伴いまして415万9,000円の増額、また、職員手当等は23億877万8,000円で、退職者が前年度に比べ7人減少することなどによりまして1億102万7,000円の減額となります。

29ページをお開き願います。

共済費は、共済組合負担金率の変更などによりまして9億7,001万8,000円で、人件費総額といたしまして前年度より9,294万1,000円の減額となっております。

続きまして、42ページをお開き願います。

第2目 非常備消防費では、枚方市、寝屋川市の消防団員活動経費としまして116万3,000円の予算を計上しております。

第3目 消防施設費では、救急車3台、ミニタンク車3台、査察車1台の購入、枚方東消防署楠葉出張所屋上防水工事などで2億6,421万8,000円の予算を計上しております。

引き続きまして、44ページをお開き願います。

第4款 公債費 第1項 公債費につきましては、新規発行分及び既存借入れ分に要する元金及び利子としまして5億8,495万3,000円で、対前年度比2,087万7,000円の減額となっております。

第5款 予備費 第1項 予備費は1,000万円を計上しております。

最後に、48ページ以降に給与費明細書、54ページに債務負担行為に関する調書、56



ページに地方債に関する調書を添付いたしております。内容につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

なお、57ページ以降に枚方寝屋川消防組合予算額推移等の資料を添付いたしておりますので、併せてご参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○有山正信議長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

太田議員。

○太田徹議員 令和2年度枚方寝屋川消防組合予算に関連する質問をさせていただきます。

現在、新型コロナウイルスが世界的に感染拡大している中で、本消防組合では新型コロナ対策としての予算計上がされているのか、お伺いをします。

○有山正信議長 それでは、答弁をよろしくお願いいたします。

小野総務部長。

○小野多弘総務部長 太田議員のご質問にお答えいたします。

令和2年度枚方寝屋川消防組合予算として、新型コロナ対策に関する予算は計上しておりません。今後、必要性が生じた段階で補正予算にて対応していく予定としております。

○有山正信議長 答弁が終わりましたので、再質問はありませんか。太田議員。

○太田徹議員 2回目は要望とさせていただきます。

本消防組合管内におきましても、新型コロナウイルスの感染拡大については予断を許さない状況であると認識をしております。迅速に対応し、市民の安心・安全を確保できるよう様々な面で尽力をいただきますことを切に要望し、私からの質問を終わらせていただきます。

○有山正信議長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 よろしいですか。それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第5 議案第3号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。小野総務部長。

○小野多弘総務部長 ただいま上程いただきました議案第3号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の29ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、職員として任用されるに当たりまして地方公務員法第31条の規定によりサービスの宣誓を行うことが必要とされていますが、令和2年4月1日から制度運用が開始されます会計年度任用職員につきましては、その任用形態等が様々であることから現在条例で規定されています方法での宣誓ができない場合もありますので、別段の方法を取ることができるよう、本条例を一部改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

31ページをお開き願います。

第2条第2項の改正につきましては、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関して任命権者が別段の定めをすることができるよう、新たに設けるものでございます。

30ページをご覧ください。

附則といたしまして、この条例の施行期日を令和2年4月1日と定めるものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○有山正信議長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第6 議案第4号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。西中予防部長。

○西中丈児予防部長 ただいま上程いただきました議案第4号 枚方寝屋川消防組合火災予防条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書32ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

ここ数年、全国的にいわゆる無煙ロースターを使用する焼肉店における火災が頻発しており、本消防組合管内においても同様の状況です。

火災原因の多くが排気ダクト等の清掃や点検などの維持管理が適切に行われていなかったことにより発生したものであることから、類似火災を防止するために本改正を行うものでございます。

それでは、このたびの改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが34ページをお開き願います。

厨房設備について規定する第3条の4第1項第1号中「天蓋（」の次に「個人の住居に設けるものを除く。」を加えるものでございます。

個人の住居に設置される厨房設備につきましては、通常行われている程度の使用であれば火災予防上支障がないと認められることから、個人の住居を除くこととするものでございます。

次に、同項第2号中「天蓋」を「排気ダクト等」に改め、排気方式を問わず、排気中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去することができる「グリス除去装置」、排気ダクトへの火炎の伝送を防止する「火炎伝送防止装置」を設けることとするものでございます。

次に、同号イ及びハの改正につきましては、グリス除去装置及び火炎伝送防止装置を設ける部分を明示的に規定するものでございます。

次に、同項第3号中「天蓋」を「排気ダクト等」に改め、容易に点検、整備及び清掃ができる構造とすることと定めるものでございます。

最後に、同項第4号につきましては、「排気ダクト等の油脂等の清掃を行い火災予防上支障のないように維持管理すること」とするもので、併せて、グリス除去装置、火炎伝送防止装置についての維持管理を明示的に規定するものでございます。

なお、本改正に係る規定に対する罰則の適用はございません。

恐れ入りますが、議案書の33ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例の施行日を令和2年4月1日とするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○有山正信議長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第7 議員提出議案第1号 枚方寝屋川消防組合管理者の専決処分事項に関する条例の廃止について、及び日程第8 議員提出議案第2号 管理者の専決処

分事項の指定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を認めます。森本議員。

○森本雄一郎議員 ただいま一括上程いただきました議員提出議案第1号及び議員提出議案第2号につきまして、提案者7名を代表いたしまして提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議員提出議案第1号 枚方寝屋川消防組合管理者の専決処分事項に関する条例の廃止についてですが、別冊の1ページをお開き願います。

本議案は、新たに議会の議決により管理者において専決処分することができる事項を指定することから、昭和46年に制定された条例を廃止するものでございます。

以下、条例の内容を朗読させていただきます。

2ページ目をご覧ください。

枚方寝屋川消防組合管理者の専決処分事項に関する条例を廃止する条例。

枚方寝屋川消防組合管理者の専決処分事項に関する条例は、廃止する。附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものです。

次に、議員提出議案第2号 管理者の専決処分事項の指定についてですが、3ページをお開き願います。

提案理由につきましては、地方自治法の改正に伴い字句の整理を行うものです。また、条例制定後48年が経過しており、消防行政における業務量が増大し、業務内容についても複雑化・多様化していることに鑑み、効率的かつ適正、迅速な業務の執行を図るため、損害賠償額の決定の範囲の拡大、損害賠償額の増額、和解及び調停に関する事項の追加、職員の賠償責任の免除額の増額を行い、専決処分事項として指定するものです。

以下、指定の内容を朗読させていただきます。

4ページをお開き願います。

管理者の専決処分事項の指定について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次に掲げる事項は、本消防組合管理者において専決処分するものとする。

第1号、法律上、本消防組合の義務に属する事項中、1件200万円以下の損害賠償の額を定めること。

第2号、目的物の価額が1件200万円以下の和解及び調停に関すること。

第3号、1件10万円以下の権利の放棄に関すること。

第4号、法第243条の2の2の第8項の規定に基づき職員の賠償責任の免除をしようとする場合において、当該賠償責任の額が50万円以下のものの免除をすること。

なお、附則といたしまして、この指定については、地方自治法の改正に合わせ令和2年4月1日から効力を発するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○有山正信議長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論については、議案番号、そして議案名を述べてから討論を行ってください。討論はありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより2案件それぞれについて採決をいたします。

議員提出議案第1号 枚方寝屋川消防組合管理者の専決処分事項に関する条例の廃止についてを原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、議員提出議案第2号 管理者の専決処分事項の指定についてを原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

ここで暫時休憩いたします。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、議場内の換気を一旦行いますので、5分程度暫時休憩といたします。

(午前10時40分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○有山正信議長 それでは、再開します。

次に、日程第9 一般質問を行います。

一般質問については、太田議員、田中議員、野口議員から通告がありましたので、順次質問を許します。初めに、太田議員の質問を許します。

太田議員。

○太田徹議員 一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス対策について。

新型コロナウイルスについては、WHOがパンデミックを表明し、残念ながら全世界で、そして日本で感染者が増えています。大阪でも、3月29日現在、感染者が200名を超えてきています。

そこで、枚方寝屋川消防組合の新型コロナ対策について質問を行います。

1 枚方市、寝屋川市、枚方保健所、寝屋川保健所との連携はどのように行われているのか。

2 新型コロナ対策が行われていく中で、一般的にマスクや消毒液が購入できない状況にあります。枚方寝屋川消防組合でのマスク等の備品の現状はいかがでしょうか。

3 救急車での対象者の搬送後、救急車の消毒等新たな対策は必要となっているのか。新型コロナに対応する職員の安全対策についても何らかの新しい措置は行われているのか。

4 新型コロナ感染症が疑われる市民の救急車の利用等については、どのように行われているのか。

ご答弁をお願いします。

○有山正信議長 質問が終わりましたので、答弁を求めます。

松宮警防部長。

○松宮隆警防部長 太田議員のご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症は、指定感染症に定められていることから、感染症の疑いがある傷病者を含めて医療機関への移送は都道府県知事の業務となっております。

しかしながら、厚生労働省から総務省消防庁に対して移送についての協力要請があったことから、両市保健所と連携のもと、緊急性のある場合や保健所の移送能力を超える場合につきましては、本消防組合で対応することとしております。

次に、マスク等の感染防止用の消耗品につきましては、通常の備蓄分に加え、需給が安定するまでの間、緊急的な措置として新型インフルエンザ対策感染防止用資器材としての備蓄分を使用しております。

次に、救急車の消毒につきましては、感染症の疑いのある傷病者を搬送したときには、十分な換気のもと、アルコール消毒を実施しております。特に、濃厚接触箇所につきましては、次亜塩素酸ナトリウム等で消毒を実施しております。

職員の安全対策につきましては、ゴーグル、マスク、手袋、感染防止衣等を着装し、標準予防策を徹底しております。

また、健康管理につきましては、両市保健所からの助言のもと、感染症の疑いのある傷病者を搬送した場につきましては、検査で陰性が確認できるまでの間、最終接触時から2週間の検温を実施し、万が一健康観察中に症状が出た場につきましては就業制限をすることとしております。

次に、市民への対応につきましては、感染の疑いがある場合は地域の相談窓口に問合せをしていただくようお願いしております。

また、119番通報につきましては、緊急性がない場につきましては保健所からの連絡があるまで自宅待機していただくようご依頼をしております。

○有山正信議長 答弁が終わりましたので、再質問はありませんか。

太田議員。

○太田徹議員 2回目は要望とさせていただきます。

まず、枚方寝屋川消防組合がきっちりと消防の体制を維持していただく、そして救急車の体制を維持していただく、そのために職員の安全・健康にしっかりと留意をしていただくことを求めておきます。

そして、市民が安全・安心してこの地域で暮らしていくためには、その体制がしっかりと維持できていますよ、救急車も安心して利用することができますよということを市民に対してしっかりと周知をしていただきたいなど。そして、そこで枚方寝屋川消防組合議会、そして消防組合としても、このような安全対策を取っておりますということをしつかりと周知もしていただきたいなど思っているところです。枚方寝屋川消防組合のホームページもございます。残念ながら、そのあたりの周知については少しまだ足りていないのかなと思っておりますので、ぜひホームページ等の改善、そして市民への周知の改善ということについては検討いただきたいと思っております。

これからさらに感染拡大が予想される場所ですので、しっかりと私たちも手をつなぎまして、共に感染防止に向けて努力をしていきたいということを申し述べて質問



を終わらせていただきます。

○有山正信議長 続きまして、野口議員の質問を許します。

野口議員。

○野口光男議員 一般質問の機会を頂き、ありがとうございます。それでは、通告に従い、救急体制の充実整備について、質問させていただきます。

救急出動件数については、高齢者率の増加とともに救急需要も右肩上がりとなり、令和元年度においても過去最高の件数となりました。

より一層の救急体制の強化が求められている中で、池之宮3丁目にある中宮出張所への救急車の配備は喫緊の課題であると、このように認識しているわけですが、平成29年12月の消防組合議会においても同様の一般質問がなされ、当時の消防長からは次期将来構想計画の検討課題としていくとの答弁を頂いているようですが、私は次期将来構想計画を待たずに配備の必要があると、このように考えているわけですが、このことについての消防組合の見解を伺います。

○有山正信議長 質問が終わりましたので、答弁を求めます。

小野総務部長。

○小野多弘総務部長 野口議員のご質問にお答えいたします。

総務省消防庁が示す「消防力の整備指針」において、本消防組合が配備すべき救急車の台数が16台となっている中で、本消防組合の救急車配備台数は17台であり、現状においても高い水準で救急体制が保たれているものと認識しております。

しかしながら、救急需要の増大が今後も見込まれることから、救急体制についての検証が必要と考えております。本消防組合といたしましては、令和3年度開始予定の第5次将来構想計画策定に向けた委員会の中で、中宮出張所への救急車配備の是非を検討していく必要があると考えております。

○有山正信議長 答弁が終わりましたので、再質問はありませんか。

野口議員。

○野口光男議員 2回目は要望とさせていただきます。

全国的に救急件数が増加しており、救急車の現場到着時間の遅延なども危惧されているところでは。

今後数年、救急需要はさらに高まっていくものと見込まれている中で、消防組合においても救急体制の充実強化に積極的に取り組んでいただくよう、そして中宮出張所

への救急車配備を要望し、私の質問を終わらせていただきます。

○有山正信議長 続きまして、田中議員の質問を許します。

田中議員。

○田中優子議員 一般質問の機会を頂き、ありがとうございます。それでは、通告に従い、119番通報に関する広報について、質問させていただきます。

市民の方々から、「いざ119番通報をする際に何を伝えたらいいのかパニックになって分からなくなる」「どんなときに119番通報をしていいのか分からない」などのご質問を頂く機会がよくあります。確かに、一般の市民の方からすると119番通報をしなければならないときというのは緊急事態であり、冷静に状況を伝えるというのは難しいことであると理解できます。

そういった中で、枚方寝屋川消防組合ではこのようなリーフレットを作成されています。議長のお許しを頂きましたので。

このリーフレットには、119番通報時に伝えなければならないことなどを事前に自分で記入しておき、もしものときには、それを読み上げることで冷静に状況を伝えることができるようになっております。また、119番通報するべきかどうか悩んだ際の連絡先、#7119の案内なども記載されており、救急車の適正利用にもつながるものと考えております。

このように、市民の方々にとって心強いリーフレットを作成されておりますが、これらをどのような形で市民に周知されているのかをお伺いいたします。

○有山正信議長 質問が終わりましたので、答弁を求めます。

小野総務部長。

○小野多弘総務部長 田中議員のご質問にお答えします。

消防隊が実施する一般家庭住宅防火診断や、春と秋の火災予防運動中に消防団が実施する防火訪問の際に、各ご家庭にリーフレットを配付し、市民の方への周知を行っております。

また、消防指令センターを見学された方に対しましてもリーフレットの配付を行っております。

○有山正信議長 答弁が終わりましたので、再質問はありませんか。

田中議員。

○田中優子議員 119番通報に関する広報について、2回目の質問をさせていただきます。

す。

先日、私は兵庫県明石市へ視察へ行った際に、このようなリーフレットを見かけました。明石市では「119コールシート」と名づけ、いざというときに落ちていて119番通報ができるように作成しているものです。

また、このコールシートを、各消防施設ではもちろん駅直結の市役所受付や商業施設等にも設置し、広く市民に周知を行っておられるようです。

そこで、改めて伺います。

枚方寝屋川消防組合においても、市役所窓口での設置や商業施設等でリーフレットを設置する取組が必要であると考えますが、どのような見解をお持ちですか。また、今後の広報の取組についてどのように考えておられるか、お聞かせください。

○有山正信議長 質問が終わりましたので、答弁を求めます。

小野総務部長。

○小野多弘総務部長 田中議員の2回目のご質問にお答えします。

本消防組合では、先ほどのご説明のとおり、各ご家庭への直接の配付を行っておりますが、市役所窓口や商業施設での設置は行っていないのが現状です。

今後、市役所窓口や商業施設等へリーフレットを設置いただけるよう働きかけることを検討するとともに、あらゆる機会を通じて広報活動を行ってまいります。

○有山正信議長 答弁が終わりましたので、再質問はありませんか。

田中議員。

○田中優子議員 3回目は要望とさせていただきます。

リーフレットについて、市役所窓口や商業施設等への設置をしていただけるよう働きかけることを検討するとのご答弁を頂きました。消防組合で作成しておられるリーフレットは非常に丁寧で、また、緊急時における様々な連絡先が記載されていることから、市民にとって大変役に立つものと認識しております。今後、このようなリーフレットが市民の目に留まる機会が少しでも増えるよう積極的に対応いただくことを要望し、私の質問を終わります。

○有山正信議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

これを持ちまして、本日の会議に付された案件は全て終わりました。

閉会に際し、管理者からの挨拶をお受けします。伏見管理者。

○伏見隆管理者 閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本日は、年度末で何かとお忙しい中、ご提案申しあげました諸案件について慎重にご審議いただき、いずれもご可決いただきましたことを心から厚くお礼申し上げます。

令和2年度につきましても、本消防組合が目指す安全で安心して暮らせるまちを実現していくために、消防組合が一体となって様々な施策に取り組み、市民の期待に応えられる消防行政の執行に努めてまいります。

皆様には、今後も引き続きよろしくご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

○有山正信議長 管理者の挨拶が終わりました。

それでは、高い席からでございますが、私からも閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中ご出席を賜り、また各議案について慎重にご審議をいただき、ありがとうございます。

この1年間、皆様のご支援、ご協力によりまして、また、森本副議長の支えを得まして、無事、議長の職責を全うすることができました。重ねてお礼を申し上げます。

今後も引き続き、枚方・寝屋川両市民の安全・安心を守るために、消防行政に対するより一層のご支援とご協力をお願い申し上げて、お礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会させていただきます。ご苦労さまでした。

(午前11時27分 閉会)

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記するためここに署名する。

令和2年3月30日

枚方寝屋川消防組合議会

議長

有永正信

枚方寝屋川消防組合議会

議員

奥大輔

枚方寝屋川消防組合議会

議員

小池晶子